

医療的ケアのある方に対する個別避難計画（福祉事業者作成様式）の作成 及び活用に関する基本的な考え方について（障害福祉課）

～ 試行的な取り組み ～

1. 趣旨

令和3年5月に災害対策基本法（以下、「法」という。）が改正され、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」）に対して、災害時個別避難計画（以下「個別避難計画」）を作成することが努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

このような状況の中、障害福祉課としては、個別避難計画の作成を推進していくためには、①平常時から要支援者の生活面で関わりのある相談支援専門員等の支援者に対し、個別避難計画の作成支援について協力を依頼し、もしくは ②市の担当職員（障害福祉課のCWなど）が個別避難計画の作成支援を行う方法、が有効であると考えています。

さらに、早期に個別避難計画の活用を推進していくためには、平常時及び災害時の支援の必要性が高い、医療的ケアのある方から、優先的に個別避難計画の作成を進めていくことが重要であると考えています。

このため、まずは、医療的ケアのある方に対する個別避難計画の作成について、医療的ケアのある方やそのご家族、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、訪問看護事業所などの関係機関のご協力を得ながら、試行的に取り組みを実施し、そこで挙げられた課題を踏まえて、今後、市（こども育成部）が作成を支援する個別避難計画の対象者の範囲、活用方法、市の関与の度合いなどについて、検討していきたいと考えています。

なお、これから記載する内容については、今後の試行的な取り組みの実施状況によっては、大幅に変更となる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

2. 個別避難計画とは

個別避難計画とは、高齢者や障害のある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難に備えて作成する計画です。

3. 個別避難計画の対象者

市（福祉こども部）では、災害時要援護者名簿に掲載されている方であって、①福祉サービスや医療サービスを受けており、災害時に心身の状況による介助や情報取得や判断への支援の必要性が高い方、②一人暮らし高齢者など、避難支援者が近くにいない方などに対して、個別避難計画を作成していくことを想定しています。

ただし、施設入所者やグループホーム入居者については、施設ごとに独自に避難計画が作成され、施設職員の誘導により適切な避難が可能であると考えられるため、個別避難計画の作成の対象とはしていません。

また、個別避難計画の作成対象人数は非常に多くなるため、特に、医療的ケアのある方や日常生活に多くの介助が必要な方など、災害時の支援の必要性がより高い方から、優先的に計画作成を進めていくことを想定しています（対象者の優先順位、活用方法、スケジュール等については、今後検討予定）。

4. 個別避難計画に記載する情報

個別避難計画には以下のような情報を記載します。

これらの情報以外で避難の際に参考となる情報（福祉サービス等の利用状況、自宅周辺の災害リスク、医療的ケアの状況など）についても、必要に応じて記載します。

◇ 本人に関する情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする事由など

◇ 避難支援者に関する情報

名称、住所、電話番号など

◇ 避難に関する情報

避難先や避難経路、移動方法など

5. 個別避難計画の様式

障害福祉課では、主に相談支援専門員等の福祉事業者に作成を支援してもらう場合の様式の使用を想定しています。

6. 個別避難計画の目的と責任

個別避難計画は、障害のある要支援者本人やその家族が、事前に自らの避難方法や避難先を具体的に検討・把握することで、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであり、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものでも、個別避難計画作成の関係者や避難を支援する者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について、法的な責任や義務を負わせるものではありません。あくまで、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとなります。

7. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の作成者

個別避難計画は、障害や医療的ケアのある要支援者本人やその家族が、福祉事業者や市の担当職員の作成支援者の支援を受けながら作成することを想定しています。

8. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の作成支援者

個別避難計画（福祉事業者作成様式）の作成支援について、災害時等の緊急時における備えや対応方法は、日常生活の延長として平常時から取り組むべき課題のひとつであることから、障害や医療的ケアのある要支援者に対して、平常時から関わりのある相談支援専門員等の支援者や、窓口等で日ごろから障害や医療的ケアのある要支援者の災害時の対応の相談を受ける立場にある市の担当職員（障害福祉課のCWなど）が作成支援することを想定しています。

（１）相談支援専門員等の支援者

障害や医療的ケアのある要支援者に対して、計画相談支援等を実施している指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員等の支援者が、日常生活を送るうえで必要となる障害福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画の作成時や更新時に、個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施することを想定しています。

（２）市の担当職員（障害福祉課のCWなど）

障害福祉サービスを利用していない方や相談支援専門員等の支援を受けていない方の場合、市の担当職員（障害福祉課のCWなど）が、セルフプランの作成時や更新時の支援を行う場合、もしくは窓口等で災害時の対応の相談を受けた場合などに、個別避難計画に関する制度案内や計画の作成支援を実施することを想定しています。

9. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の情報共有や活用方法

平常時及び災害時における市役所内部での情報共有、福祉サービス事業者や近隣の支援者等への情報提供や計画の活用の方法については、今後検討していきます。

（１）市役所内部での個別避難計画の情報共有や活用方法

市長室危機管理課と障害福祉課等の関係部署が、障害や医療的ケアのある要支援者の避難支援に必要な限度で、個別避難計画に記載された個人情報を共有し、内部利用することを想定しています。

具体的に想定される利用用途は、次のとおりです。

- ① 個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡
- ② 防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- ③ 災害時の情報伝達、避難支援
- ④ 災害時の安否確認・救助等

（２）避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

個別避難計画の作成に係る同意（計画に基づく避難支援等の結果について、法的な責任や義務を負わせるものでないことの同意など）を得ようとするときに併せて、外部提供について説明を行い、平常時の外部提供についての同意の確認を行うことを想定しています。

[参考]

個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者等（安否確認者や緊急連絡先を含む）の個人情報を第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、平常時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされています。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされています。

10. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の提出先

障害福祉課が原本を保管し、市長室危機管理課へコピー等を提出することと想定しています。

市（主に障害福祉課）で一括管理することにより、市が関与する正式な個別避難計画として位置づけられ、必要な取り組みが行えると考えています。

11. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の保管方法

原則として、①障害や医療的ケアのある要支援者、②障害福祉課、③市長室危機管理課、④計画を作成支援した事業所の4者が保管することを想定しています。

なお、市の担当職員（障害福祉課のCWなど）が計画の作成支援を行った場合は、①障害や医療的ケアのある要支援者、②障害福祉課、③市長室危機管理課の3者が保管することを想定しています。

12. 個別避難計画（福祉事業者作成様式）の作成費

障害や医療的ケアのある要支援者に対して計画相談支援等を実施している指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員等が、個別支援計画（福祉事業者作成様式）の作成支援を行った場合は、障害福祉課が1件あたり7,000円を支払うことを想定しています。

13. 二次・三次福祉避難所等への直接避難の検討

現状、本市においては、要支援者は、災害時に自宅から近隣の小中学校に設置される震災時避難所（一次福祉避難所を含む）に避難し、各避難所を巡回する市の保健師等の判断により、二次・三次福祉避難所への避難が行われる仕組みとなっています。

近年、要支援者について、自宅から二次・三次福祉避難所への直接避難の必要性が議論に挙がっているため、今後、二次・三次福祉避難所のあり方や位置づけを見直したうえで、個別避難計画に二次・三次福祉避難所への直接避難を記載できないか、検討していきます。